

京都市告示第 25 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成25年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託期間
公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	新版 町家型共同住宅設計ガイドブックの販売代金の徴収	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで

(都市計画局都市企画部都市づくり推進課)